

綾瀬市生涯学習人材バンク運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習に関する指導者を募集及び登録し、市民に指導者を紹介し、活用することにより市民の多様な生涯学習活動の支援及び推進に寄与することを目的とした綾瀬市生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 人材バンクに登録できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習活動に深い理解と指導意欲のある者
- (2) 教育、芸術、文化、スポーツ、趣味等の分野において、学識及び技能を持ち、講義、実技指導等、各種団体やサークル等の育成に指導助言ができるもの。
- (3) 前2号の規程に該当する市民（本市に居住し、もしくは通勤し、又は通学する個人。以下同じ。）及び市民で構成する団体。ただし教育長が特に認めたものはこの限りでない。

(登録分野)

第3条 人材バンクへ登録できる者の登録分野は別表のとおりとする。

(登録手続き等)

第4条 人材バンクへ登録しようとする者は、綾瀬市生涯学習人材バンク登録申込書（第1号様式。以下「登録申込書」という。）に必要事項を記入し、提出するものとする。

(登録の変更)

第5条 登録者は、登録事項に変更が生じた場合には、すみやかに綾瀬市生涯学習人材バンク登録変更届（第2号様式）を提出するものとする。

(登録の取消し)

第6条 登録者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録取消しの申請があった場合
- (2) 登録申込書の内容に偽りのあった場合
- (3) 生涯学習指導者の地位を利用し、営利、宗教及び政治活動を行った場合

(4) 社会的信用を失墜するような行為を行った場合

(5) その他、登録者として不適格と認められる場合

(利用者の範囲)

第7条 人材バンクを利用できるものは、市民及び市民で構成する団体とする。

(利用方法)

第8条 人材バンクの利用を希望するものは、登録申込書等を閲覧し、直接登録者と交渉し、双方の合意に基づいて利用するものとする。

(利用に要する経費)

第9条 登録者の謝礼等利用に要する経費は、利用者が負担するものとする。

(庶務)

第10条 人材バンクに関する庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、綾瀬市生涯学習人材バンクの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

綾瀬市生涯学習人材バンク登録分野一覧

No.	区 分	内 容
1	教育一般	生涯学習、乳幼児教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育、障害者教育、家庭教育、男女平等教育、人権教育、同和教育、社会教育、視聴覚教育、その他
2	人文、社会科学	法律、政治、経済、社会、文学、歴史、地理、民俗、心理、哲学、その他
3	自然科学	物理、化学、数学、天文、地学、気象、生物、医学、環境問題、自然保護、その他
4	産業、技術	農林、水産、商工、土木建築、電気、機械、コンピュータ、ワープロ、簿記、その他
5	芸術、文化	美術、工芸、音楽、映像、舞踊、書道、華道、茶道、芸能、その他
6	健康	健康管理、家庭医学、体力作り、救急法、その他
7	スポーツ、レクリエーション	体操、陸上、球技、格技、水泳、登山、ダンス、エアロビクス、その他
8	家庭生活、趣味	衣食住、礼儀、作法、趣味、その他
9	市民生活、国際関係、コミュニティ	地域活動、防災対策、ボランティア、語学、司会、イベント企画、その他
10	その他	上記の分類に属さないもの

第 1 号様式（第 4 条関係）

綾瀬市生涯学習人材バンク登録申込書

氏 名 又は 団体名・代表者	フリガナ	性別		登録区分	
		生年 月 日		受付日	・ ・
				登録日	・ ・
住 所		電 話			
通学・勤務先 ※市外在住の場合記載		F A X			
勤務先所在地 ※市外在住の場合記載		メー ル			

名簿掲載情報	
公開する連絡先	
登録区分 1 教育一般 2 人文、社会科学 3 自然科学 4 産業、技術 5 芸術、文化 6 健康 7 スポーツ、レクリエーション 8 家庭生活、趣味 9 市民生活、国際関係、コミュニティ 10 その他	
指導分野 及び内容	
指導対象者 1. 幼児 2. 小学生 3. 中学生 4. 青年 5. 成人 6. 高齢者	
P R （ 1 0 0 文字以内）	
経歴（指導分野における経験等を記入して下さい。）	指導実績
資格	内容の レベル 初級 ・ 中級 ・ 上級

備考 ・登録区分、受付日及び登録日の部分は記載しないでください。

・申込書の名簿掲載情報欄に記載の内容は、利用者に公開しますので御了承ください。

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市生涯学習人材バンク登録変更届

[illegible]

備考 ・登録区分、受付日及び登録日の部分は記載しないでください。

- ・変更届に記載の、申込書の名簿掲載情報欄に相当する内容は、利用者に公開しますので御了承ください。